

2020年6月10日
(2020年7月30日更新)
朝日生命保険相互会社

保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置について

朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、保険料払込猶予期間延長の特別取扱いを実施しておりますが、感染拡大防止に向けた取組みが引き続き求められる状況を踏まえ、追加措置を実施いたします。

○ご契約をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の保険料を2020年9月30日までにお払込みいただく必要がございますが、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合は、2020年9月30日までにお申し出いただくことにより、追加で以下のいずれかの特別取扱いを実施いたします。

■分割払込み

2020年10月から最長で2021年4月30日までの間、毎月1か月分以上の保険料を継続してお払込みいただくことを前提にお取扱いいたします。

■猶予期間再延長

保険料の払込みを猶予する期間を更に3か月延長し、2020年12月31日といたします。

この場合、再延長期間分を含む払込猶予保険料は、全額を2020年12月31日までにお払込みいただく必要がございます。

※下線部を更新いたしました。

以上